

「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」の改定経過

◆平成 28 年 7 月 (2016 年 7 月)

医療・介護連携の一環として、平成 26 年度より国のモデル事業として作成に取り組む。医師会との調整、修正を経て、平成 28 年 7 月 1 日より試行を開始
名称「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」

◆平成 29 年 8 月 (2017 年 8 月改定第 2 版)

平成 29 年 8 月 3 日「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改定ポイント】

- 1) ガイドラインの対象者から、入院前と退院後の支援に変化のない、「短期入院(3 日程度)の患者」と「公立豊岡病院の救急病棟のみの入院患者」を除くことを明記
- 2) 病院からの「入院時連絡」及びケアマネジャーからの「入院時情報提供書送付」について、「3 日以内」の連絡を、「土日祝日を除く 3 日以内 (平日 3 日以内)」に修正
- 3) 転院時の連絡について新たに記載
- 4) 退院先が施設の場合の連絡について新たに記載
- 5) 「死亡退院」の連絡は、義務づけしないことを記載
- 6) ガイドラインの見直し、メンテナンスにかかる説明を一部追加
- 7) 各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正

◆平成 30 年 7 月 (2018 年 7 月改定第 3 版)

平成 30 年 7 月 25 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改訂ポイント】

- 1) ガイドラインの名称変更
「但馬圏域退院支援運用ガイドライン」→「但馬圏域入退院支援運用ガイドライン」
本ガイドラインは、退院時の調整だけでなく、入院早期から退院後までの切れ目のない支援・連携を目的としていることから名称を「退院支援」から「入退院支援」へ変更
- 2) ケアマネジャーから入院時情報提供書の送付について、「家族等から入院を早期に把握した場合も病院からの入院時連絡を待たずに情報提供する」ことを明記
- 3) 連携にかかる診療・介護報酬一覧の変更 (報酬改定による)
- 4) 各病院の対応及び、介護保険関係機関一覧の時点修正

◆令和元年 7 月 (2018 年 7 月改定第 3 版 部分修正)

令和元年 7 月 25 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て部分修正 (参考資料の時点修正)

◆令和 2 年 7 月 (2020 年 7 月改定第 4 版)

令和 2 年 7 月 30 日「但馬圏域健康福祉推進協議会」の了承を得て改定

【主な改訂ポイント】以下を追記

- 1) 予定入院者について、早期に入院時情報提供を必要とする病院は、入院予定日を担当ケアマネジャーに連絡する。
- 2) 入院予定者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し入院当日又は事前(事前の入院時情報提供加算が可能な市町)に病院へ提供する。

◆令和 3 年 8 月 (2021 年 8 月改定第 4 版 部分修正)

令和 3 年 8 月 5 日「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て部分修正 (病院ごとの対応、参考資料の時点修正)

◆令和4年9月(2022年9月改定第5版)

令和4年9月8日の「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」の了承を得て改定

【主な改定点】

- 1)入院時連絡：短期入院（3日程度）について
（追記）入院中に状態変化があり、病院が必要と判断する場合は対象とする。
- 2)入院時情報提供書の送付
（追記）ケアマネジャーが患者の入院に同行し、病院担当者とやりとりした場合は、病院からの入院時連絡を省略できる。
- 3)死亡退院について:「死亡退院」の場合は、連絡の義務づけはしない。
（追記）ただし、病院がケアマネジャーへ連絡した方がよいと判断した場合は、家族の了解を得て連絡することができる。

◆令和5年9月(2023年9月改定第6版)

令和5年9月7日の「但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会」及び「但馬圏域医療機関等連絡会議」にて報告

【主な改定点】

- 1)入院時情報提供書の送付（予定入院の場合）
（一部の文面を変更・削除）入院予定者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し入院当日又は事前に病院へ提供する。（事前の入院時情報提供加算が可能な市町）
⇒予定入院者の連絡を受けたら、入院時情報提供書を準備し、入院前または入院当日に病院へ提供する。但し、入院前提供の場合は、患者が予定どおり入院したことを確認すること。
- 2)病院ごとの対応：公立豊岡病院
予定入院の場合の対応について項目を追加
- 3)病院ごとの対応：公立豊岡病院組合立 豊岡病院日高医療センター
（削除）病床の休止により入退院支援を廃止するため、ガイドラインから削除する。